

逗子市公共下水道事業経営戦略（案）

令和3年度～令和12年度



令和3年3月

逗子市

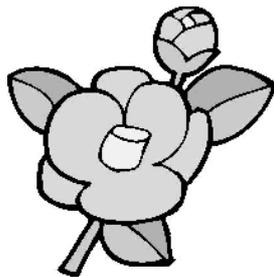


逗子市都市宣言

— 青い海と

みどり豊かな平和都市 —

昭和49年4月15日告示

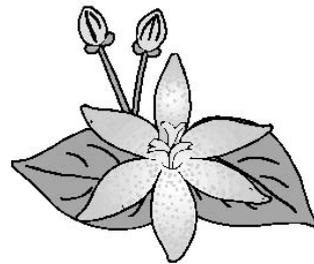


市の木 つばき

昭和49年4月15日告示

市の花 ほととぎす

昭和59年4月15日告示



※（表紙） デザインマンホール : 令和2年8月17日採用

このマンホールは、本市の代名詞である海の風景と、逗子海岸の東浜に建立されている石原慎太郎氏の芥川賞受賞作「太陽の季節」の記念碑がデザインされています。

逗子市公共下水道事業経営戦略 目次

はじめに	1
第1章 経営戦略策定の趣旨	2
1 策定の背景と目的	2
2 計画期間	2
第2章 事業概要	3
1 事業の現況	3
(1) 施設	3
(2) 使用料	3
(3) 組織	7
2 民間活力の活用等	7
3 経営比較分析表を活用した現状分析	7
第3章 将来の事業環境	9
1 処理区域内人口の予測	9
2 有収水量の予測	10
3 使用料収入の予測	10
(1) 有収水量と使用料の推移	11
(2) 使用料改定をしないと想定した場合	12
(3) 使用料改定をすると想定した場合	13
4 施設の見通し	16
5 組織の見通し	17
第4章 経営の基本方針	18
1 計画的で効率的な下水道の整備	18
(1) 管路、処理場の長寿命化対策	18
(2) 地震対策	19

(3) 合流改善対策	19
(4) 処理場再整備	20
2 健全経営に向けた取組	20
(1) 財源確保	20
(2) 組織と人材確保	20
第5章 投資・財政計画（収支計画）	21
1 投資・財政計画（収支計画）	21,28
2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	21
(1) 収支計画のうち投資についての説明	21,32
(2) 収支計画のうち財源についての説明	22
(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	24
3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	25
(1) 今後の投資についての考え方・検討状況	25
(2) 今後の財源についての考え方・検討状況	25
(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況	26
第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	27
用語解説	34

【別添】経営比較分析表

はじめに

本市は、昭和 36 年 6 月の集中豪雨により市内の約 18%が冠水し、床上、床下合わせて 3,127 世帯が被害を受けたことから、昭和 38 年度に都市下水路事業に着手し、雨水整備を進めてきました。

その後、生活環境の改善を目的に加え、昭和 41 年度より公共下水道

事業として概成市街地約 160ha を対象に新たな都市基盤整備に着手し、昭和 47 年度に供用を開始しました。

供用開始以降、数次の計画変更を行い区域の拡大を図った結果、平成 14 年度末で処理人口普及率 100%を達成しました。

また、下水道処理区域 864ha の約 13%が合流区域であることから、雨天時越流水による公共用水域の水質悪化を防ぐために、平成 17 年度から平成 25 年度にかけて合流式下水道緊急改善事業に取り組みました。

現在、本市の公共下水道事業は、整備の時代から維持管理の時代に移行しており、地震対策とともに、老朽化が進行している管路、ポンプ場及び浄水管理センターを適切に維持管理していく必要があります。

そのため、修繕及び改築・更新を実施していくことによる費用の増加が見込まれることから、経営状況及び財政状況を明確化し、経営の健全化や計画性・透明性の向上を図ることを目的として、令和元年度に地方公営企業法を適用し、官庁会計から企業会計に移行しました。

今後は、持続的かつ安定的な事業運営を目指し、経営の効率化を図りながら、将来にわたる持続的な下水道機能を確保していくことに取り組んでいきます。なお、水道事業については、神奈川県営水道の給水区域となっています。



(逗子市浄水管理センター・管理棟)

第1章 経営戦略策定の趣旨

1 策定の背景と目的

下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、さらには海や河川などの公共用水域の水質保全に資するため欠かすことのできない重要な社会インフラです。

下水道事業は、市税だけではなく、使用者である市民の皆様から徴収した下水道使用料（以下「使用料」という。）で運営しており、このような特徴から地方公共団体が経営する企業であると位置づけられ、公営企業と呼ばれています。

公営企業を取り巻く経営環境は、保有する施設の老朽化に伴う更新時期の到来や、人口減少等に伴う使用料収入の減少等により年々厳しさを増しており、本市においても例外ではありません。

このような中、公営企業が将来にわたって安定的にサービスの提供を継続することが可能となるよう、総務省からは平成26年8月29日付け通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」及び平成28年1月26日付け通知「「経営戦略の策定」推進について」により、各公営企業に対して「経営戦略策定ガイドライン」が示され、令和2年度までに経営の基本方針である「経営戦略」を策定することを要請されています。

各公営企業は、それぞれの通知の中で「経営戦略」の策定及びこれに基づく経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが求められています。

これらの背景を受け、経営健全化の取組の土台とするため、本市下水道事業においても中長期的な基本計画として「逗子市公共下水道事業経営戦略」を策定しました。

2 計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

第2章 事業概要

1 事業の現況

(1) 施設

供用開始年度（供用開始後年数）	昭和 47 年度（供用開始後 49 年）
法適（全部適用・一部適用）・非適の区分	法適（一部（財務）適用）
処理区域内人口密度	68.87（人/ha）
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	1 区（桜山処理区）
処理場数	1 箇所（桜山終末処理場）
広域化・共同化・最適化実施状況	無

(2) 使用料

ア 一般家庭用使用料体系、業務用使用料体系の概要・考え方

本市の一般家庭用使用料及び業務用使用料は、同一の使用料体系としています。使用料体系は基本額に加え、従量使用料（累進制）を採用しています。なお、開始当初から昭和 59 年度までの使用料体系は、均一料金制を採用していましたが、改定に伴う急激な使用者負担増の緩和・多量排水抑制・水資源の節約等の見地から、昭和 60 年度より累進制に改めました。

イ その他の使用料体系の概要・考え方

浴場汚水の使用料体系は、1 m³あたり 5 円としています。

浴場は市民の保健衛生の維持のため欠かせない社会的な施設であることに鑑み、一般

汚水の4分の1の使用料を設定していますが、市内の浴場経営は利用者の減少等により特別困難な状況であることから、下水道条例第17条の規定によりさらに60%を減免しています。

ウ 現行の使用料体系

(税抜：1月当たり)

区分		1月当たりの排除汚水量	金額
— 般 汚 水	基本額	8 m ³ までの分	566 円
	加算額 1 m ³ につき	8 m ³ を超え 15 m ³ までの分	87 円
		15 m ³ を超え 20 m ³ までの分	91 円
		20 m ³ を超え 25 m ³ までの分	110 円
		25 m ³ を超え 30 m ³ までの分	119 円
		30 m ³ を超え 40 m ³ までの分	122 円
		40 m ³ を超え 50 m ³ までの分	132 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	145 円
		100 m ³ を超え 500 m ³ までの分	163 円
		500 m ³ を超え 5,000 m ³ までの分	189 円
		5,000 m ³ を超え 10,000 m ³ までの分	199 円
	10,000 m ³ を超える分	243 円	
浴場汚水		1 m ³ につき	5 円

例：1ヶ月 20 m³あたり使用料【税込（10%）】

$$(566 \text{ 円} + (15 \text{ m}^3 - 8 \text{ m}^3) \times 87 \text{ 円} + (20 \text{ m}^3 - 15 \text{ m}^3) \times 91 \text{ 円}) \times 1.10 = 1,793 \text{ 円}$$

条例上の使用料 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 1,760円	実質的な使用料 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度 2,181円
	平成30年度 1,760円		平成30年度 2,167円
	令和元年度 1,793円		令和元年度 2,197円
条例上の使用料: 条例に定められた単価で算出した一般家庭における20 m ³ あたりの使用料		実質的な使用料: 料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m ³ を乗じたもの	

エ 県内各市及び葉山町との比較

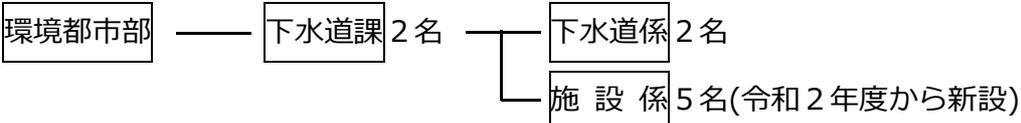
県内各市及び葉山町との使用料の比較は次の表のとおりです。本市の使用料は、他のほとんどの自治体よりも安価となっています。なお、処理方式は、市が単独の下水処理場を保有し処理する「単独」、県が保有する下水処理場でいくつかの自治体が下水を処理する「流域」があります。本市の場合、単独の下水処理場である浄水管理センターを保有していることから「単独」となっています。

県内各市及び葉山町との比較表

自治体名	処理方式	改定年月日	使用料 (円) 20 m ³ (1ヶ月・税込)	供用開始年
横浜市	単独	平成 13.4.1	2,035	昭和 37 年
川崎市	単独	平成 16.4.1	2,156	昭和 36 年
相模原市	流域	平成 25.4.1	2,036	昭和 54 年
横須賀市	単独	平成 26.10.1	2,443	昭和 41 年
鎌倉市	単独	平成 24.4.1	2,302	昭和 47 年
逗子市	単独	平成 17.4.1	1,793	昭和 47 年
三浦市	単独	平成 27.10.1	2,921	平成 10 年
葉山町	単独	平成 10.9.1	2,244	平成 11 年
平塚市	流域	平成 20.4.1	2,035	昭和 48 年
藤沢市	単独・流域	平成 29.4.1	2,203	昭和 39 年
小田原市	単独・流域	平成 26.10.1	2,636	昭和 41 年
茅ヶ崎市	単独・流域	平成 17.4.1	1,878	昭和 52 年
秦野市	単独・流域	平成 29.4.1	2,469	昭和 56 年
厚木市	流域	平成 26.4.1	1,974	昭和 48 年
大和市	単独	平成 30.4.1	2,292	昭和 44 年
伊勢原市	単独・流域	平成 30.4.1	2,355	昭和 48 年
海老名市	流域	平成 20.10.1	1,796	昭和 53 年
座間市	流域	平成 31.4.1	2,634	昭和 53 年
綾瀬市	流域	令和元.7.1	2,289	昭和 62 年
南足柄市	流域	平成 28.4.1	1,779	平成 元年

(3) 組織

(令和2年10月1日現在)

職員数	9名（損益勘定職員5名、資本勘定職員4名）
事業 運営組織	

2 民間活力の活用等

民間活用 の状況	民間委託 (包括的民間委託を含む)	平成21年度から下水道施設（管路除く）の維持管理について、包括的民間委託を導入し、維持管理業務の効率化に取り組んでいます。
	指定管理者制度	下水道施設については、これに馴染む施設がないため、導入の予定はありません。
	PPP・PFI	PPP・PFIについて、現在は活用していませんが、今後、浄水管理センターの再整備を行うにあたり検討していきます。
資産活用 の状況	エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	施設が古く、エネルギー利用のための設備が整っていないため、現状では取り組んでいません。今後、浄水管理センターの再整備を行う中で、エネルギー利用についても検討していきます。
	土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	土地・施設等の利用については現状では行っていませんが、今後、空きスペースを有効活用した収入増に向け、検討していきます。

3 経営比較分析表を活用した現状分析

本市の下水道事業は、平成31年4月1日から地方公営企業法を適用し、企業会計となっています。直近の経営分析表については、別添のとおりです。

本市の特徴は、経費回収率が類似団体と比べて低くなっていることがあげられます。これは使用料が安価なため、回収すべき経費を賄いきれていないということが考えられます。

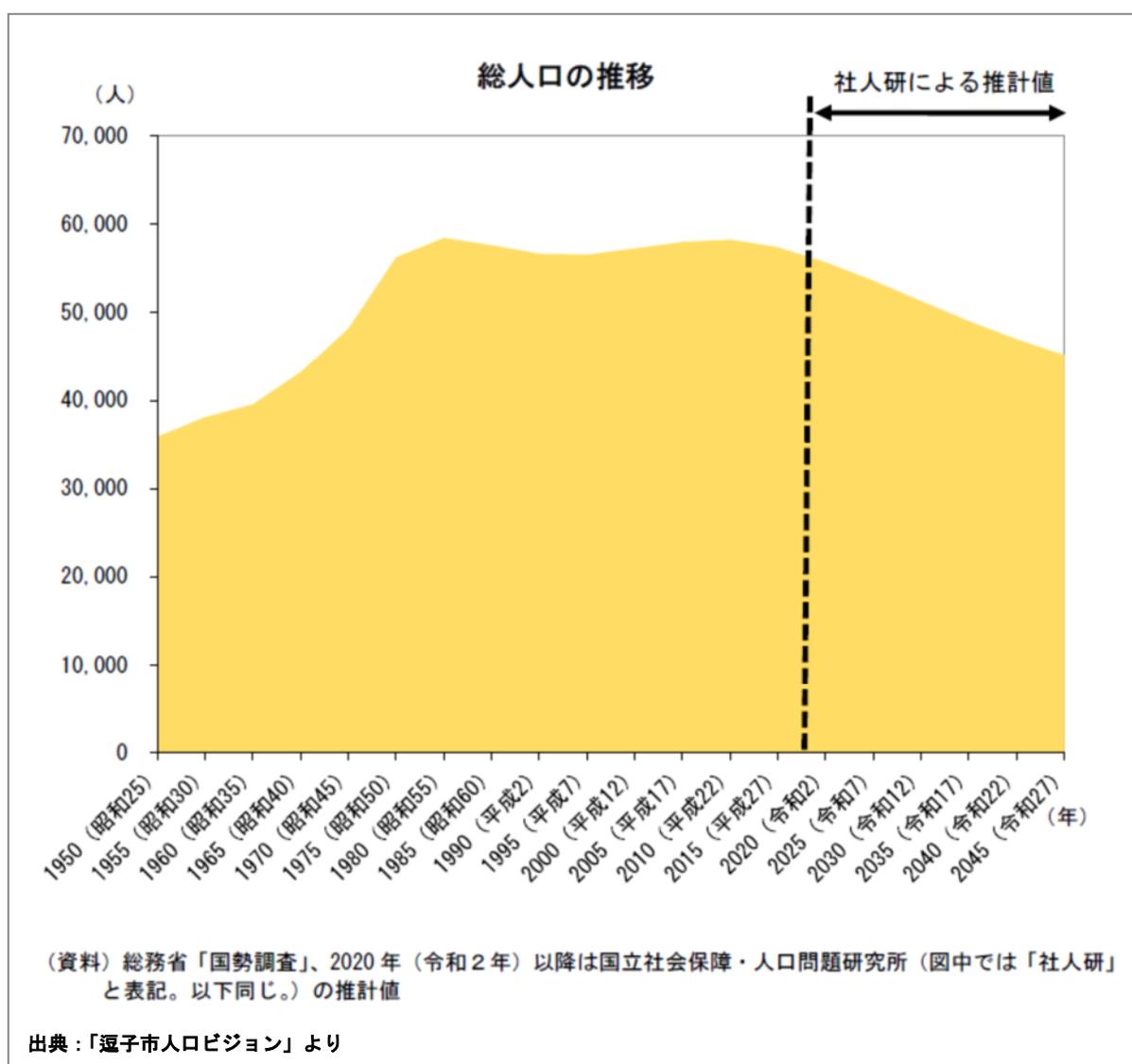
下水道事業は、処理人口普及率 100%、水洗化率 98.7%（令和元年度末現在）となっており、今後処理区域の拡大が図れないため、有収水量の増加による使用料の増収は見込めません。こうしたことから、汚水に係る維持管理費の見直しによる経費削減や適正な使用料収入の確保により、経営改善を図る必要があります。

第3章 将来の事業環境

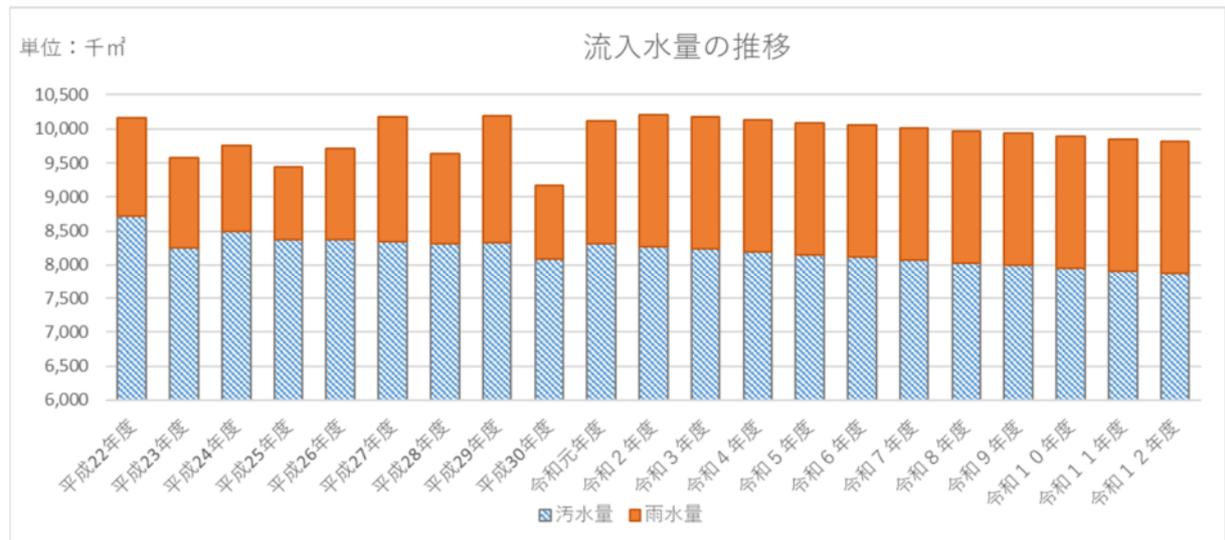
1 処理区域内人口の予測

本市の下水道事業は、処理人口普及率が100%であり、居住地域のほぼ全てが処理区域となっているため、行政人口を処理区域内人口として設定しています。

将来の行政人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考に、本市の過去の増減率平均を用いて予測しており、少子高齢化等による自然減が予測されています。



次の図は、浄水管理センターへの流入水量のうち、汚水量と雨水量についてグラフで示しています。汚水量は家庭から排出された汚水や地下水、雨水量は降雨により流入した雨水を示しています。汚水量は緩やかに減少していくことが予想されます。



2 有収水量の予測

浄水管理センターで処理した汚水量のうち、使用料の算定の基準になる有収水量は、人口減少及び各家庭の節水傾向に伴い、減少することが予測されます。なお、有収水量の予測値は、過去の平均増減率をもとに算出しています。

3 使用料収入の予測

有収水量の減少に伴い、使用料収入についても今後減少していくことが予測されます。さらに、処理人口普及率 100%のため、これ以上の処理区域の拡大ができず、今後使用料収入の増額は見込めません。

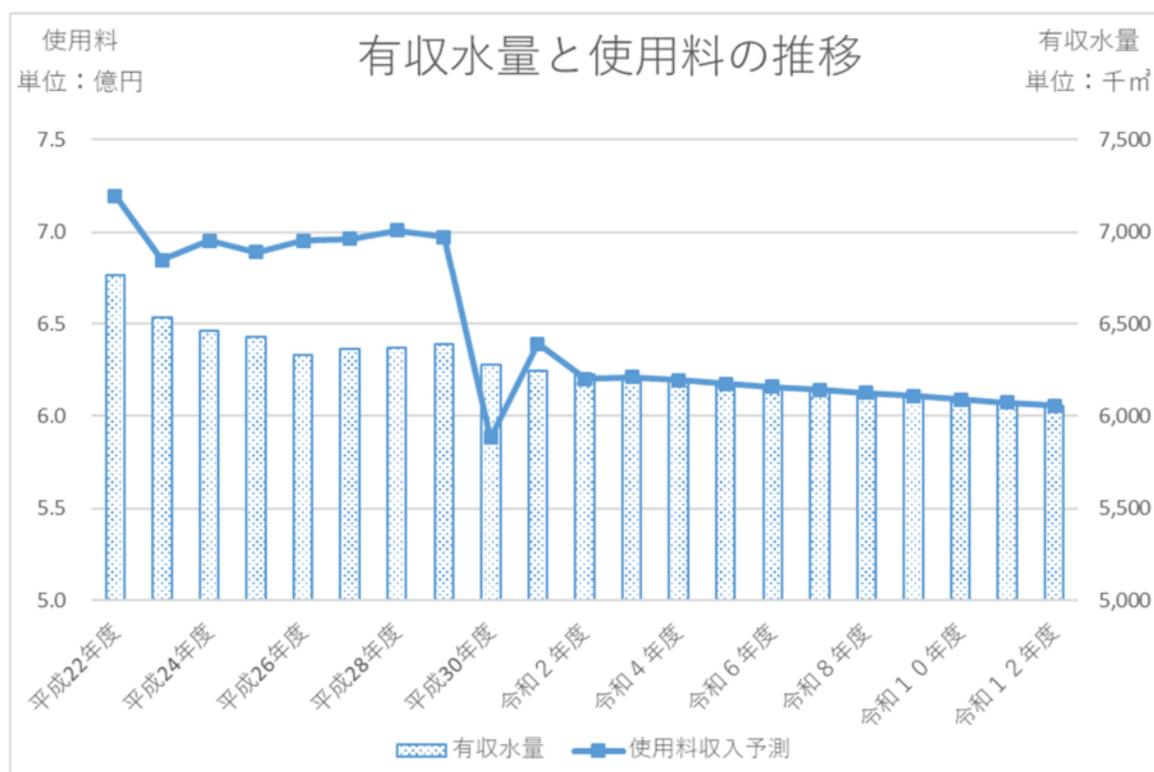
本市は、老朽化により突発的な修繕等が想定されているにもかかわらず、6ページで示したとおり、その財源となる使用料が県内近隣他市町と比較して低いという現状があります。これらの現状に加え、平成 31 年 4 月に地方公営企業法を適用し、企業会計に移行したことにより、減価償却費などの現金を伴わない収支についても計上することとなったことで、現行の使用料では汚水処理に要する経費を賄いきれず、令和元年度決算では赤字となり、欠損金

が発生しました。

経営戦略を策定するにあたり、経営健全化のための取組を示すことが必須項目となっており、今後下水道事業を健全に経営していくための取組として、本経営戦略では、使用料の改定が必要になることを想定して策定しています。

(1) 有収水量と使用料の推移

次の図は、本市の有収水量と使用料収入額の見込みを示しています。



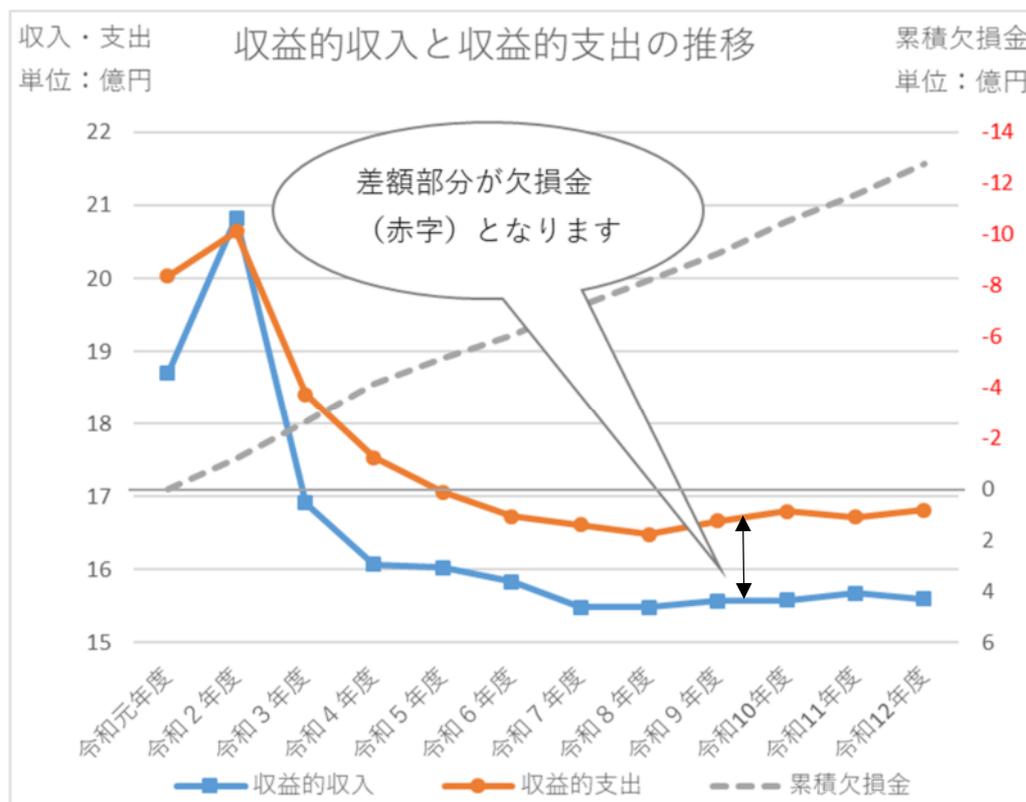
棒グラフは、有収水量の見込みを示しており、前述のとおり人口減少及び節水機器の普及により減少傾向となっております。ここでは、使用料改定がない場合の推移を示しています。

なお、平成30年度の使用料の減少は、平成31年4月に会計制度を変更したことによるものです。また、令和元年度以降は消費税抜きの額、令和2年度は予算額となっております。

(2) 使用料改定をしないと想定した場合

令和元年度決算は約 136,636 千円の欠損金があり、今後も使用料改定を含む経営改善を行わない場合には、使用料収入の減少だけでなく、欠損金が累積していくことが予測されます。また、現在までは、保有施設の大半が耐用年数以内であったため、想定外の大規模な修繕等は少なく維持管理を行ってきました。今後は、現状の最低限の範囲での維持管理に加え、耐用年数を超えた施設の突発的な破損により修繕等が必要になることが想定されますが、欠損金の累積により経営は余裕がない状態であることから、緊急を要する修繕等に対応できなくなります。仮に下水道管が破損してしまった場合は、長期間にわたり下水道の使用ができなくなるなど、使用者の生活に支障が出てしまいます。

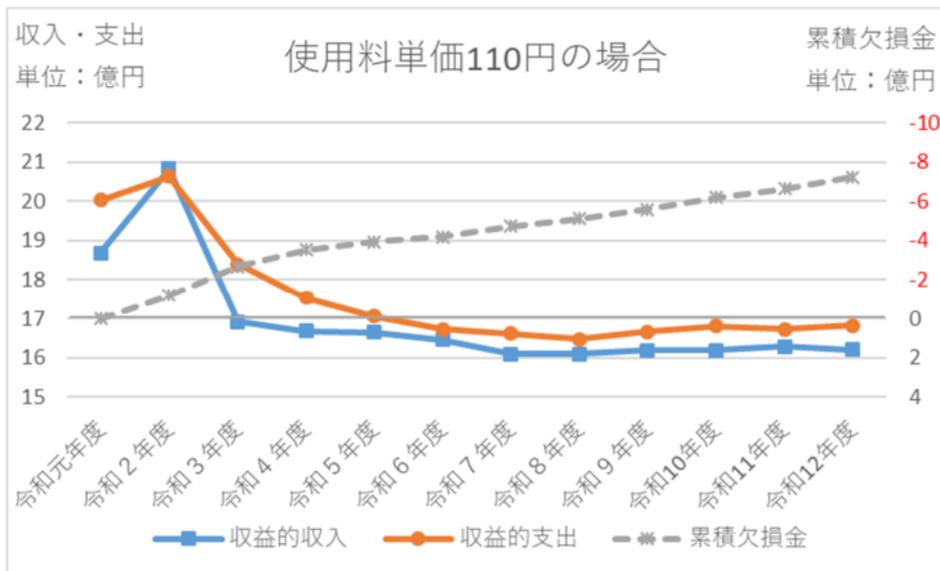
使用料改定をしない場合の収益的収入と収益的支出の推移は以下のとおりです。



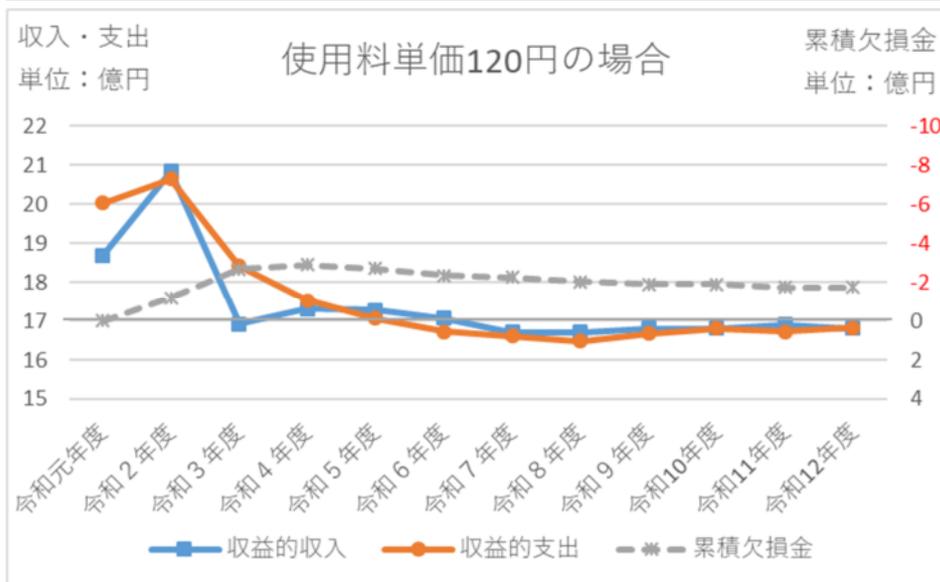
(3) 使用料改定をすると想定した場合

使用料改定を行うことで、使用料収入の増加に伴い純利益が発生し単年度決算は赤字から黒字になります。このため、累積欠損金が減っていき、将来的には利益剰余金が発生することで、突発的な修繕等にも対応できるだけでなく、将来の施設更新に向けた資金を準備することができる健全な経営を行えるようになります。

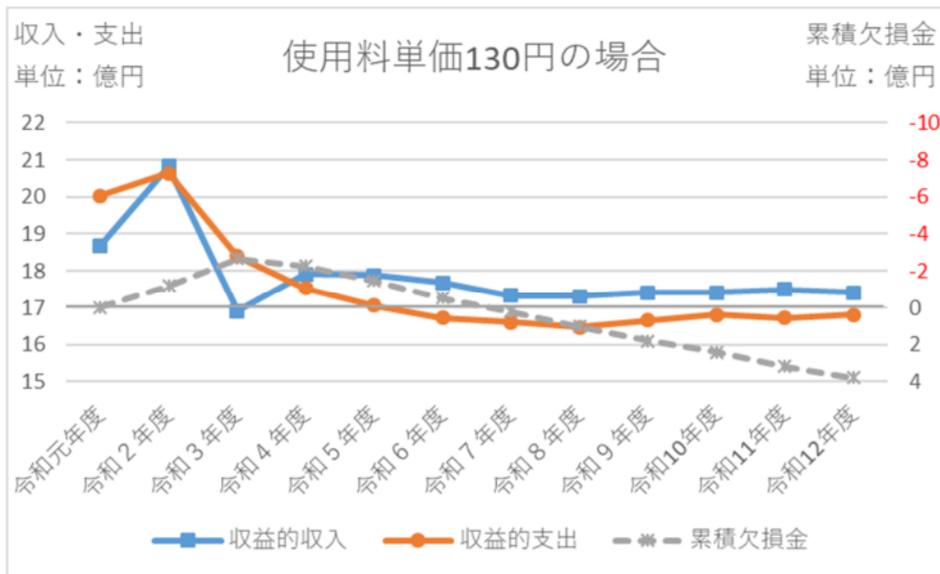
次の図では、現在 100 円である使用料単価をいくらに想定すべきかの検討のために、令和 4 年度にそれぞれの単価に改定したとして単年度収支と累積欠損金の推移をシミュレーションしています。



収入より支出が多く、累積欠損金が増加していきます



収入、支出ともにほぼ同額のため累積欠損金は減っていきません

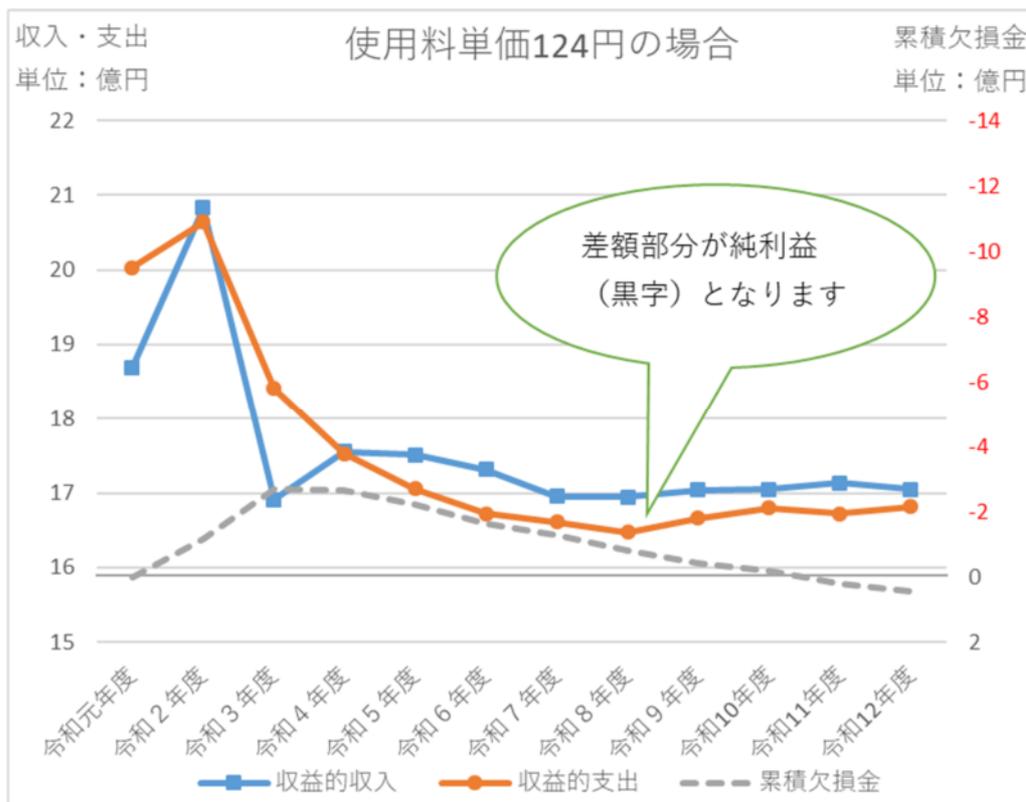


差額部分が純利益となり、令和7年度に累積欠損金が解消します

これらのシミュレーションを基に、本経営戦略では、次の理由で使用料単価を 124 円と設定し、26 ページ以降の投資・財政計画に反映しています。

- ・単年度収支が令和 4 年度にプラスになる
- ・計画期間の後半である令和 11 年度に累積欠損金が解消される

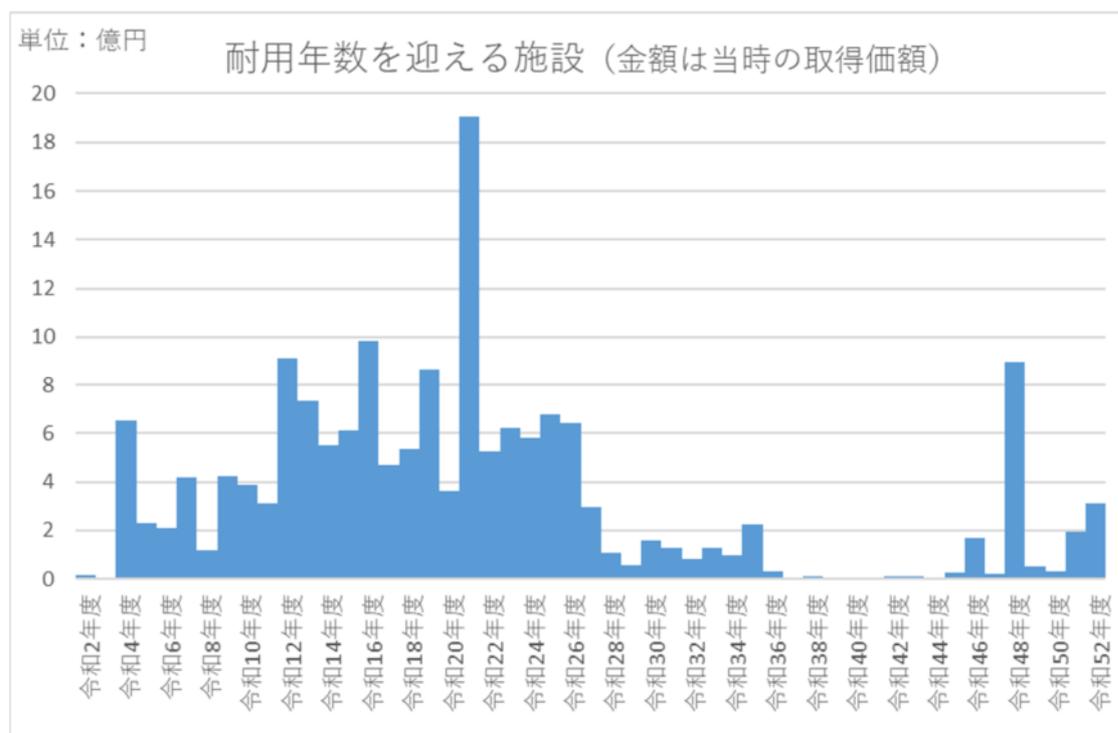
なお、今後、使用料を改定する際には、改定率（金額）や改定時期など具体的な事項については、改めて逗子市下水道事業運営審議会に諮るとともに、市民の皆様には下水道事業の経営状況について丁寧に説明し、理解をいただきながら作業を進めてまいります。



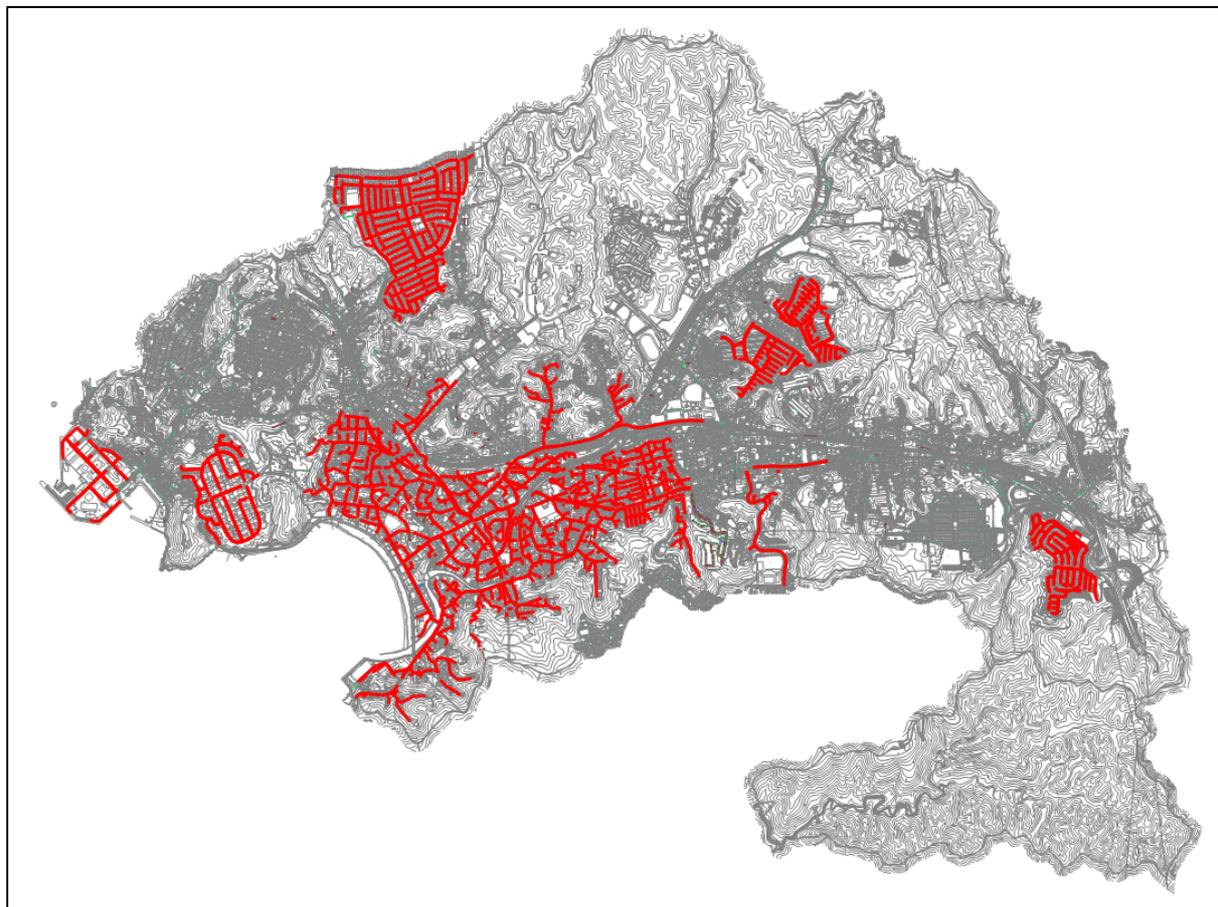
4 施設の見通し

本市では、管路・浄水管理センターともに供用開始後 49 年が経過し老朽化が顕在化しており、今後もさらに増加する見込みです。老朽化に対しては、ストックマネジメント計画に基づき長寿命化対策を実施するとともに、地震対策や合流改善対策を推進していきます。また、施設の大規模な改修を前提に、津波対策を含めた再整備が必要となります。

次の図は、現在の保有施設が耐用年数を迎える年を示しています。金額は、施設の取得時の価額となります。令和 12 年度以降に改築・更新時期が重なり、経費が膨らむことが予測されます。しかし、一度に多くの更新を行うことは費用的にも人的にも困難であることから、本経営戦略やストックマネジメント計画を用いて平準化を行っていく必要があります。



また、次の図は、令和 12 年度までに耐用年数を迎える管渠を地図で赤く表しています。



5 組織の見通し

本市の下水道事業は、平成 14 年度末に処理人口普及率 100%を達成し、建設事業から維持管理事業に推移したところから組織の規模も少しずつ縮小してきましたが、下水道事業に関する様々な課題を適切に対応するため、令和 2 年度に下水道課内に施設係を新設しました。今後も課題の解決に向けた組織体制により、事業の運営を行う必要があります。

第4章 経営の基本方針

本市では、昭和41年度から下水道事業に着手し、平成14年度末で処理人口普及率100%を達成しました。現在は、供用開始後49年が経過し、処理施設の老朽化が顕在化していることから、日々の維持管理と並行して必要な改築・更新を行っていく必要があります。特に、老朽化が著しい浄水管理センターについては、再整備を視野に、限られた経営資源でどのように対処していくかが課題となっています。美しい海と自然環境を守り、安全で快適な生活環境を維持するため、次の基本方針に基づき、下水道の計画的な整備、維持管理及び健全な経営を目指していきます。

1 計画的で効率的な下水道の整備

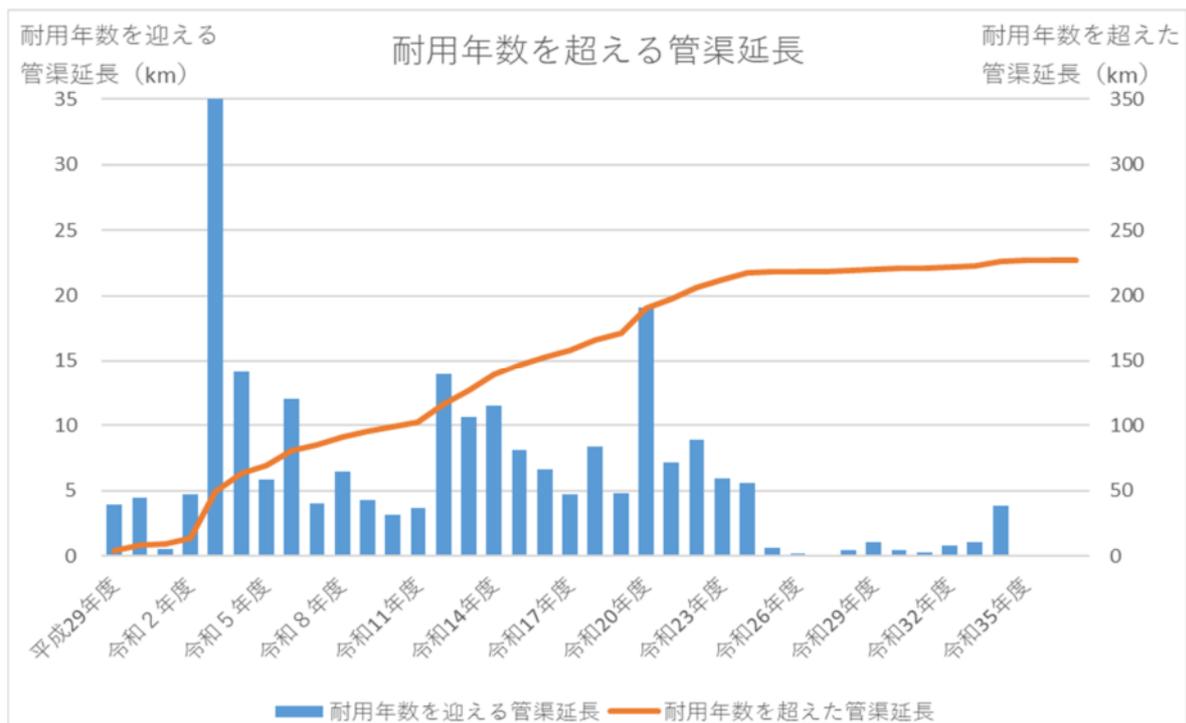
持続可能な下水道事業を運営していくためには、既存の施設に対し長寿命化対策、地震・津波対策、合流改善対策を効率的に実施する必要があります。特に、長寿命化対策はストックマネジメント計画に基づき施設の状況を的確に評価し、将来の施設全体の状態を予測して、ライフサイクルコストの最小化と費用の平準化を目指します。

また、機能維持と施設管理の最適化を図るため、計画期間中に次の事業に重点的に取り組んでいきます。

(1) 管路、処理場の長寿命化対策

詳細点検・調査を実施し策定した、ストックマネジメント計画に基づき、改築・更新工事を行っていきます。

なお、耐用年数（50年）を超える管渠は次の表のとおりです。



(2) 地震対策

ア 管路の耐震化

平成 29 年度に策定した下水道総合地震対策計画に管路施設を追加することで、地震時に最低限保持すべき流下機能の確保を推進していきます。

イ マンホールトイレシステムの整備

避難者の健康被害や心理的ストレスを軽減するために、地域防災計画に位置付けられた防災拠点・避難所に貯留型のマンホールトイレシステムを設置していきます。

ウ ポンプ場の耐震化

新宿、小坪中継ポンプ場の耐震化を行い、流下機能を確保します。

エ 処理場の耐震化

処理場の再整備の進捗状況に合わせ、耐震化を進めていきます。

(3) 合流改善対策

雨天時に合流区域からの越流水による公共用水域の汚濁負荷を低減させるため、分流化を進めます。

(4) 処理場再整備

浄水管理センターの躯体構造物について、改修による活用可能性を評価するとともに、再整備に係る基本構想を策定し、計画的に工事等を進めていきます。

2 健全経営に向けた取組

(1) 財源確保

使用料は、今後の人口減少などに伴い、収入の減少が予想されます。使用料は、平成 17 年 4 月 1 日以降 16 年間、審議会での据え置きの方申や企業会計制度への移行を見据えながら改定を見送ってきましたが、今後は収入の減少が予想される一方、改築・更新に伴う維持管理費や再整備などに要する経費は増加することが予想されるため、経営戦略やストックマネジメント計画を用いて事業の優先度を明確にし、コストの最小化や投資の平準化を図るとともに、適切な財源確保に努めていく必要があります。

このため、本経営戦略では今後予測される厳しい財政状況の中、安定的にサービスを提供するために、効率的な整備や維持管理によって経費削減に努めるとともに、使用料については適正な単価を設定しています。

(2) 組織と人材確保

下水道事業を適正に運営し、諸課題への対応と多様なサービス水準を維持するためには、事業量に見合った組織体制とする必要があります。長寿命化対策や地震対策など、将来に増加が見込まれる事業量に応じて、適正な職員の配置が必要になることから、今後は多様な任用形態の職員を活用するなどの工夫が必要です。また、事業運営に関する研修、施設・設備に関する技術・知識の習得など、人材育成の取り組みについても積極的に実施していきます。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

1 投資・財政計画（収支計画）

28 頁以降に掲載しています。

なお、金額については令和2年10月1日現在での数値で算出しています。

2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

(1) 収支計画のうち投資についての説明

本市の管路や浄水管理センターは供用開始後 49 年が経過していることから、老朽化対策を計画的に実施していく必要があります。また、地震被害による機能停止を防止するための耐震化を進めます。さらに、合流式下水道を改善するために分流化を進めます。

今後予定している関連事業計画は、次のとおりです。なお、建設改良費の年度別事業費は 32 ページに記載しています。

ア 管路、処理場の長寿命化対策

ストックマネジメント計画に基づく長寿命化

【管路】

委託料 年間 50,000 千円～75,000 千円

工事請負費 年間 13,000 千円～380,000 千円

【処理場】

委託料 年間 28,000 千円～108,000 千円

工事請負費 年間 213,000 千円～1,070,000 千円

イ 地震対策

(ア) 管路の耐震化

委託料 令和3年度～令和9年度 年間 23,000 千円～34,000 千円

工事請負費 令和6年度～令和12年度 年間 185,000 千円～525,000 千円

(イ) マンホールトイレシステムの整備

工事請負費 令和3年度 35,000 千円（1箇所）

令和4年度～令和6年度 各 20,000 千円（1箇所）

(ウ)ポンプ場の耐震化

委託料 令和8年度～令和9年度 各 20,000 千円

工事請負費 令和9年度～令和10年度 各 40,000 千円

(エ)処理場の耐震化

工事請負費 令和11年度～令和12年度 各 100,000 千円

ウ 合流改善対策

合流区域を分流化するための雨水管渠等の整備

工事請負費 各 50,000 千円

エ 処理場再整備

構築物の活用可能性評価、計画人口や将来汚水量の推計、再整備方針及び事業計画などの基本構想策定や、実施設計及び工事

委託料 令和3年度～令和8年度 年間 20,000 千円～50,000 千円

工事請負費 令和8年度以降 各 1,000,000 千円

※本経営戦略策定時には、処理場再整備の基本構想が策定されておらず、工事請負費について仮の金額となっています。次回の見直し時には工事請負費の見込について精度が上がるため、平準化のうえ収支計画を作成します。

(2) 収支計画のうち財源についての説明

基本方針等に記載のとおり、安定した下水道サービスを提供するためには、安定的な収入や特定財源の確保など、経営基盤の強化に向けた取組が必要となっています。また、現行の使用料体系では、中長期的に主たる財源である使用料収入の減少が避けられないため、将来に向けて適正な使用料体系にする必要があります。

そのためには、次に記載の使用料の基本的な考え方にに基づき、負担の公平性の確保や適正化に基づく経費負担区分を検証するとともに、独立採算制の原則に基づき、赤字脱却に向けて投資・財政計画（収支計画）に反映する必要があります。

ア 使用料

(ア) 基本的な考え

地方公営企業法第 21 条では、「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ。」と定められています。また、下水道法第 20 条では、公共下水道の利用者に費用を公平に負担していただき、適正な原価の範囲内で定めることとされています。

(イ) 経費の負担区分

下水道事業における経費負担の原則は、汚水処理に要する経費は私費（下水道使用料）負担、雨水処理に要する経費は公費（一般会計）負担となっています。一般会計が負担すべき経費については、総務省自治財政局通知「地方公営企業繰出金について」（以下「繰出基準」という。）で定められていることからこの繰出基準に基づき、適正な負担となる経費負担割合の見直しを行います。

(ウ) 使用料改定

本市監査委員からは、令和元年度下水道事業会計決算に基づいた逗子市各会計歳入歳出決算審査意見書において、平成 17 年度から改定を行っておらず、低額となっている使用料について指摘され、使用料の改定は、下水道事業の赤字経営からの脱却に向けての最重要課題であると意見されています。

この指摘を受け、下水道事業の経営改善を図るためには、使用料の改定は避けては通れない状況であり、持続可能な事業運営を行うため、できるだけ早期に検討する必要があります。

このような状況を勘案し、本経営戦略の投資・財政計画では、先にも記述したとおり令和 4 年度に使用料改定を想定した財源予測としています。

イ 一般会計繰入金

独立採算制の原則に従い、総務省の繰出基準に基づき一般会計繰入金として繰入れていきます。また、下水道事業は都市計画事業として位置付けており、都市計画税につ

いても充当事業として適切に繰入れていきます。

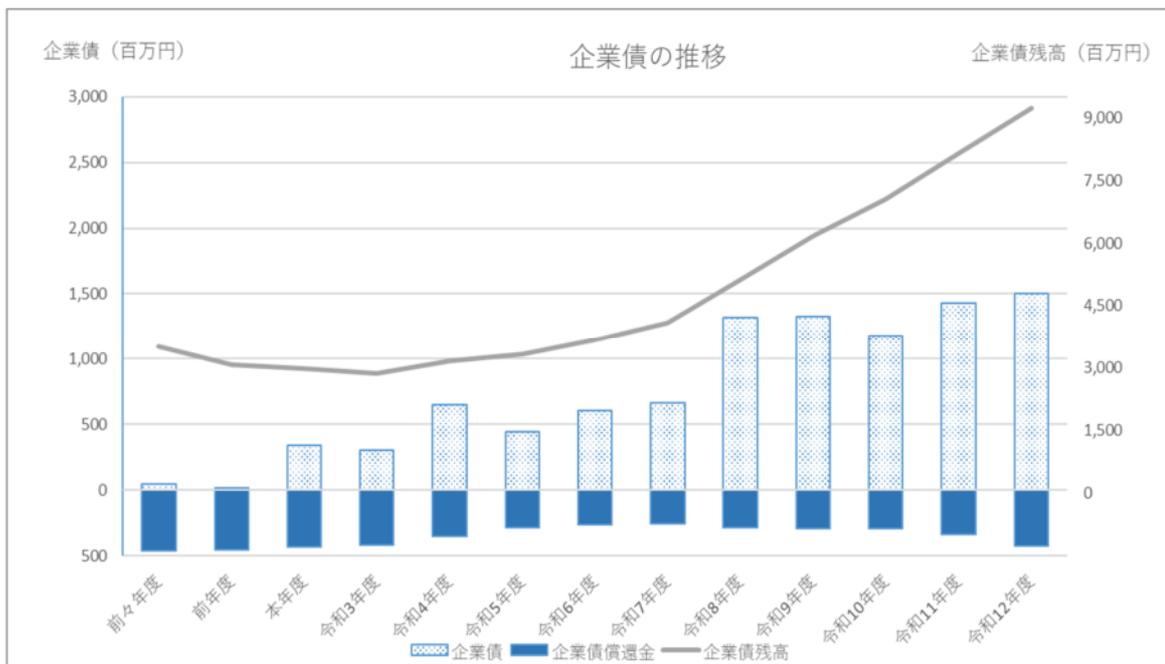
ウ 国庫補助金等

事業計画に基づき、活用可能な国庫補助金等は積極的に活用します。

エ 企業債

一般会計からの繰入金を適正な額とするため、企業債の発行が可能な事業については企業債残高をも勘案しながら適切に発行します。

なお、投資・財政計画（収支計画）での企業債の借入、償還状況及び残高については次のとおりです。



(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、平成 25 年度～平成 29 年度の 5 年間の決算額を参考に算出を行っています。

変動を見込んだ経費については、次のとおりです。

ア 職員給与費

本市の下水道施設の老朽化に鑑み、今後改築・更新及び再整備等が予定されることから、現状の経営状態とは大きく異なり、職員数を増やす計画で見込んでいます。過去の決算額を参考に職員給与費を算出しています。

イ 企業債償還金

元金、利子ともに今後の借入予定額に基づいて償還見込額を算出しています。整備拡充期に借入れた企業債については、償還が終わってくるものが多い一方、今後大規模な改築・更新や浄水管理センターの再整備が予定されることから、企業債償還金の増額を見込んでいます。

3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況

ア 広域化・共同化・最適化に関する事項

汚水処理の事業運営に係る広域化・共同化の連携方策を検討する場として設置された、神奈川県汚水処理事業広域化・共同化検討会で、事務局である県の主導のもとに検討していきます。

イ 民間活力の活用に関する事項

浄水管理センターの再整備等を行う中で、効率的に業務を行うために検討していきます。

ウ その他の取組

今のところ予定していませんが、国の動向や近隣自治体の状況を注視し、必要に応じて検討していきます。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

ア 使用料の見直しに関する事項

使用料については、国の指針等に基づき3～5年程度で使用料の見直しの必要性を検討していきます。

イ 資産活用による収入増加の取組について

下水道用地の貸し出しや工事の際に発生する金属くずを売却する等、使用料以外の収入確保に取り組んでいきます。

ウ その他の取組

今のところ予定していませんが、国の動向や近隣自治体の状況を注視し、必要に応じて検討していきます。

(3)投資以外の経費についての考え方・検討状況

ア 民間活力の活用に関する事項

管路の維持管理について、活用を調査、研究していきます。

イ 職員給与費に関する事項

下水道事業の情勢を見極め、人事担当所管と職員配置について協議していきます。

ウ 動力費に関する事項

動力費は主に浄水管理センターで発生していることから、機器更新の際には省エネ機器を導入するなどしていきます。また、新電力への切り替えについても検討していきます。

エ 薬品費、修繕費、委託料に関する事項

今後、必要に応じて検討していきます。

オ その他の取組

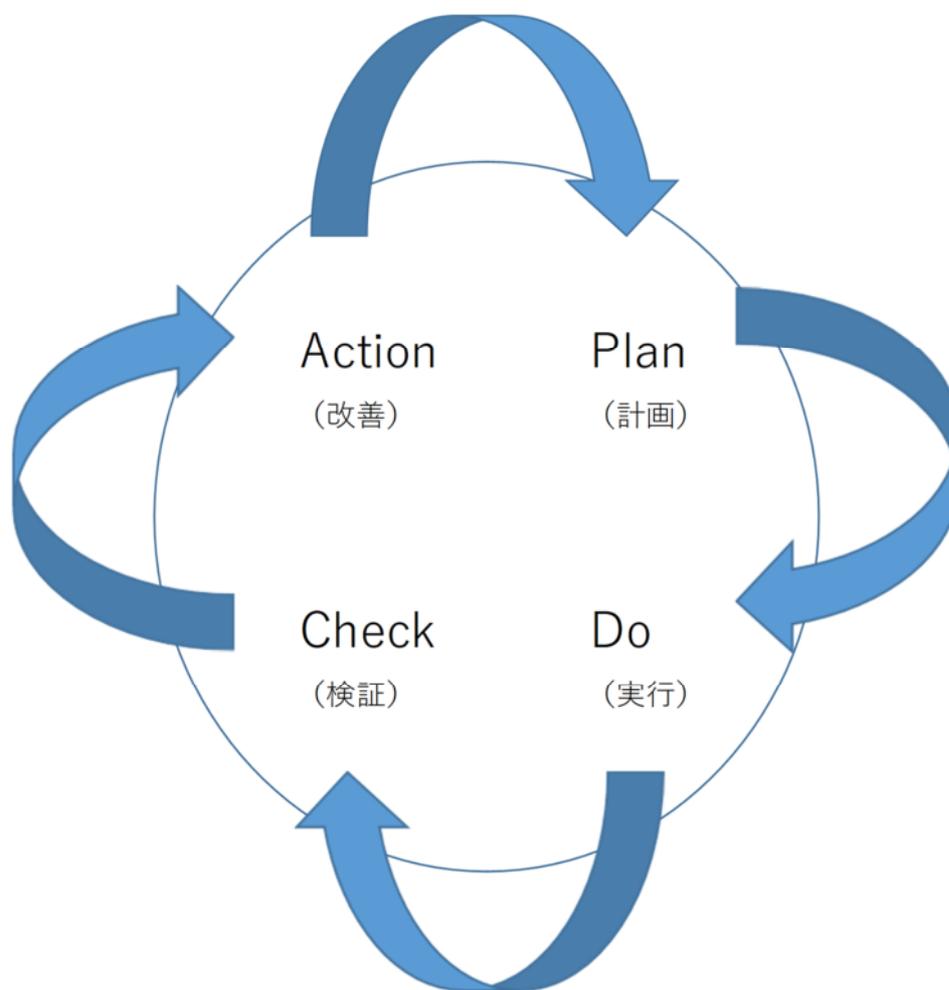
業務や決算等の状況については、市ホームページ及び広報誌等で公表し、経営の透明性の確保を図るとともに、市民の皆様がわかりやすい情報の提供に努めていきます。

第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略は、今後3年から5年を目途に見直しを予定しています。また、使用料改定及び計画前提条件の激変時等に検証を行ったうえで、適時見直しを行います。

見直しにあたっては、実施状況、投資・財政計画の実績との乖離やその原因に対する分析を行うとともに、下水道事業運営審議会の意見を求め、作業を進めていきます。

検証においては、経営比較分析表を毎年度作成し、経営指標を用いた経営分析や類似団体との比較分析を行うなど、PDCAサイクルにより経営状況を的確に把握し、経営の健全化及び効率化に取り組んでいきます。



投資・財政計画(収支計画) 【収益的収支】

区 分		年 度		前年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
				(決 算)	(予 算)					
收 益 的 収 入	收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		895,631	738,904	877,411	1,024,343	1,022,235		
		(1) 料 金 収 入		639,220	620,231	621,000	767,932	765,824		
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)								
		(3) そ の 他		256,411	118,673	256,411	256,411	256,411		
		2. 営 業 外 収 益		973,740	1,344,031	813,774	730,677	728,822		
		(1) 補 助 金		17,428	160,461	281,860	253,860	265,860		
		他 会 計 補 助 金		17,428	160,461	281,860	253,860	265,860		
		そ の 他 補 助 金								
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入		955,784	1,183,460	530,914	475,817	461,962		
		(3) そ の 他		528	110	1,000	1,000	1,000		
		収 入 計 (C)		1,869,371	2,082,935	1,691,185	1,755,020	1,751,057		
		収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		1,941,686	2,001,537	1,801,437	1,722,470	1,680,728
				(1) 職 員 給 与 費		45,369	44,667	78,694	78,694	78,694
基 本 給				20,178	18,507	33,641	33,641	33,641		
退 職 給 付 費										
そ の 他				25,191	26,160	45,053	45,053	45,053		
(2) 経 費				566,906	626,307	625,189	625,189	607,007		
動 力 費				78,060	84,046	76,991	76,991	76,991		
修 繕 費				64	4,766	1,107	1,107	1,107		
材 料 費				1,560	1,902	1,636	1,636	1,636		
そ の 他				487,222	535,593	545,455	545,455	527,273		
(3) 減 価 償 却 費				1,325,473	1,330,563	1,077,554	998,587	975,027		
(4) 資 産 減 耗 費				3,938		20,000	20,000	20,000		
2. 営 業 外 費 用				61,430	62,420	39,403	30,577	25,169		
(1) 支 払 利 息		54,679	44,485	32,392	23,566	18,158				
(2) そ の 他		6,751	17,935	7,011	7,011	7,011				
支 出 計 (D)		2,003,116	2,063,957	1,840,840	1,753,046	1,705,897				
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 133,745	18,978	△ 149,655	1,974	45,160				
特 別 利 益 (F)										
特 別 損 失 (G)		2,891								
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 2,891								
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		△ 136,636	18,978	△ 149,655	1,974	45,160				
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			△ 117,658	△ 267,313	△ 265,339	△ 220,179				
流 動 資 産 (J)	流 動 資 産 (J)	流 動 資 産 (J)		188,811	486,171	812,033	1,233,897	1,317,731		
		う ち 現 金		115,559	135,241	751,533	1,164,903	1,248,912		
		う ち 未 収 金		73,545	273,559	60,500	68,994	68,819		
流 動 負 債 (K)	流 動 負 債 (K)	流 動 負 債 (K)		678,326	988,233	724,248	917,988	713,064		
		う ち 建 設 改 良 費 分		433,865	418,119	350,385	283,590	259,572		
		う ち 一 時 借 入 金								
		う ち 未 払 金		239,365	520,746	373,863	634,398	453,492		
累 積 欠 損 金 比 率 (%) ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)				△ 15.92	△ 30.47	△ 25.90	△ 21.54			

(単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1,020,127	1,018,019	1,015,911	1,013,803	1,011,695	1,009,587	1,007,479
763,716	761,608	759,500	757,392	755,284	753,176	751,068
256,411	256,411	256,411	256,411	256,411	256,411	256,411
710,970	677,018	678,725	689,965	692,623	703,731	697,069
280,860	255,860	263,860	272,860	265,860	280,860	280,860
280,860	255,860	263,860	272,860	265,860	280,860	280,860
429,110	420,158	413,865	416,105	425,763	421,871	415,209
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,731,097	1,695,037	1,694,636	1,703,768	1,704,318	1,713,318	1,704,548
1,650,544	1,640,850	1,628,540	1,647,135	1,660,363	1,652,124	1,660,412
78,694	78,694	78,694	78,694	78,694	78,694	78,694
33,641	33,641	33,641	33,641	33,641	33,641	33,641
45,053	45,053	45,053	45,053	45,053	45,053	45,053
625,189	625,189	625,189	643,371	643,371	643,371	661,553
76,991	76,991	76,991	76,991	76,991	76,991	76,991
1,107	1,107	1,107	1,107	1,107	1,107	1,107
1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636	1,636
545,455	545,455	545,455	563,636	563,636	563,636	581,818
926,661	916,967	904,657	905,070	918,298	910,059	900,166
20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
21,931	20,089	19,038	19,014	19,412	19,960	20,858
14,920	13,078	12,027	12,003	12,401	12,949	13,847
7,011	7,011	7,011	7,011	7,011	7,011	7,011
1,672,475	1,660,939	1,647,577	1,666,148	1,679,774	1,672,084	1,681,270
58,622	34,098	47,059	37,620	24,544	41,234	23,278
58,622	34,098	47,059	37,620	24,544	41,234	23,278
△ 161,557	△ 127,458	△ 80,400	△ 42,780	△ 18,236	22,998	46,276
1,676,030	1,959,717	2,628,596	2,842,857	2,933,202	3,255,815	3,409,582
1,607,387	1,896,249	2,565,305	2,779,741	2,870,262	3,193,051	3,346,993
68,643	63,467	63,292	63,116	62,940	62,765	62,589
821,721	908,823	1,399,486	1,406,467	1,358,244	1,629,208	1,828,160
255,678	281,250	295,267	294,137	337,128	424,011	519,981
566,043	627,573	1,104,219	1,112,331	1,021,116	1,205,198	1,308,179
△ 15.84	△ 12.52	△ 7.91	△ 4.22	△ 1.80	2.28	4.59

投資・財政計画(収支計画) 【資本的収支】

年 度 区 分		前年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(決算)	(予算)			
資本的 収入	1. 企業債	76,933	343,033	303,590	650,000	442,250
	うち資本費平準化債					
	2. 他会計出資金					
	3. 他会計補助金	293,216	313,501	29,000	57,000	45,000
	4. 他会計負担金					
	5. 他会計借入金					
	6. 国(都道府県)補助金	99,097	150,996	257,790	662,000	423,250
	7. 固定資産売却代金					
	8. 工事負担金					
	9. その他		250	250	250	250
	計 (A)	469,246	807,780	590,630	1,369,250	910,750
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	61,133				
	純計 (A)-(B) (C)	408,113	807,780	590,630	1,369,250	910,750
	資本的 支出	1. 建設改良費	216,347	450,488	627,474	1,424,792
うち職員給与費		18,698	37,094	37,094	55,792	74,490
2. 企業債償還金		453,894	433,865	418,119	350,385	283,590
3. 他会計長期借入返還金						
4. 他会計への支出金						
5. その他			1,339	1,350	1,350	1,350
計 (D)	670,241	885,692	1,046,943	1,776,527	1,269,930	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		262,128	77,912	456,313	407,277	359,180
補填財源	1. 損益勘定留保資金	161,464	77,912	441,501	363,414	293,486
	2. 利益剰余金処分量					
	3. 繰越工事資金					
	4. その他	31,064		14,812	43,863	65,694
	計 (F)	192,528	77,912	456,313	407,277	359,180
補填財源不足額 (E)-(F)		69,600				
他会計借入金残高 (G)						
企業債残高 (H)		3,082,206	2,991,374	2,876,845	3,176,460	3,335,120

○他会計繰入金

年 度 区 分		前年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(決算)	(予算)			
収益的収支分		272,987	278,499	538,271	510,271	522,271
	うち基準内繰入金	272,987	278,499	538,271	510,271	522,271
	雨水処理負担金	255,559	118,038	256,411	256,411	256,411
	他会計繰入金	17,428	160,461	281,860	253,860	265,860
	うち基準外繰入金					
資本的収支分		293,216	313,501	29,000	57,000	45,000
	うち基準内繰入金	7,920	6,634	5,540	3,230	
	うち基準外繰入金	285,296	306,867	23,460	53,770	45,000
合 計		566,203	592,000	567,271	567,271	567,271

(単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
608,000	666,750	1,320,000	1,328,000	1,180,500	1,431,750	1,532,500
30,000	55,000	47,000	38,000	45,000	30,000	30,000
593,000	666,750	1,312,000	1,303,000	1,170,500	1,406,750	1,507,500
250	250	250	250	250	250	250
1,231,250	1,388,750	2,679,250	2,669,250	2,396,250	2,868,750	3,070,250
1,231,250	1,388,750	2,679,250	2,669,250	2,396,250	2,868,750	3,070,250
1,324,188	1,500,386	2,809,584	2,818,282	2,563,980	3,036,480	3,237,980
93,188	111,886	130,584	149,282	167,980	167,980	167,980
259,572	255,678	281,250	295,267	294,137	337,128	424,011
1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
1,585,110	1,757,414	3,092,184	3,114,899	2,859,467	3,374,958	3,663,341
353,860	368,664	412,934	445,649	463,217	506,208	593,091
310,425	308,750	345,617	320,435	335,519	390,891	457,450
43,435	59,914	67,317	125,214	127,698	115,317	135,641
353,860	368,664	412,934	445,649	463,217	506,208	593,091
3,683,548	4,094,620	5,133,369	6,166,102	7,052,465	8,147,087	9,255,576

(単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
537,271	512,271	520,271	529,271	522,271	537,271	537,271
537,271	512,271	520,271	529,271	522,271	537,271	537,271
256,411	256,411	256,411	256,411	256,411	256,411	256,411
280,860	255,860	263,860	272,860	265,860	280,860	280,860
30,000	55,000	47,000	38,000	45,000	30,000	30,000
30,000	55,000	47,000	38,000	45,000	30,000	30,000
567,271	567,271	567,271	567,271	567,271	567,271	567,271

投資・財政計画(収支計画) 【資本的収支】 建設改良費の年度別事業費

工事内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
長 寿 命 化 対 策	ストックマネジメント計画策定業務					30,000	
	管路	点検・調査業務	25,206			50,000	50,000
		実施設計業務		23,720			25,000
		ストックマネジメント工事			21,000	13,000	19,000
	小計		25,206	23,720	21,000	63,000	124,000
	処理場	実施設計業務(機械・電気・建築)		27,838	24,939		107,000
		3系最初沈殿池汚泥掻寄機改築工事			50,632	231,380	
		屋上防水等工事		20,422	217,800		
		水・汚泥処理設備改築工事				200,000	1,070,000
		ストックマネジメント工事					
小計		48,260	293,371	431,380	1,177,000	631,500	
地 震 対 策	総合地震対策計画策定業務				23,000		
	管路	管路施設耐震性能詳細診断業務				34,000	
		耐震化実施設計業務					30,000
		耐震化工事					
		地震対策工事(マンホールトイレ)		16,306	16,065	35,000	20,000
	小計		16,306	16,065	58,000	54,000	50,000
	ポンプ場	新宿 耐震化実施設計業務					
		小坪 耐震化実施設計業務					
		新宿 耐震化工事					
		小坪 耐震化工事					
	処理場	流入渠・放流渠耐震補強工事		107,845			
		1. 2系耐震化工事					
	小計		107,845	0	0	0	0
善 合 対 流 策 改	管路	逗子第6分区雨水渠整備工事	53,798	27,950	50,000	50,000	50,000
		水道・ガス管移設		5,000	5,000	5,000	5,000
	小計		53,798	32,950	55,000	55,000	55,000
再 整 備	処理場	基本構想策定業務		17,565	25,000		
		その他関連検討業務				20,000	
		基本設計業務					50,000
		詳細設計業務					
		再整備工事					
小計		0	17,565	25,000	20,000	50,000	
そ の 他	全体計画	下水道事業計画変更業務(2021-2028)		13,860			
		〃 (2028-2033)					
	小計		0	13,860	0	0	0
総事業費 合計		251,415	397,531	590,380	1,369,000	910,500	
内 訳	国費		96,869	146,593	249,040	657,000	418,250
	県費		2,228	4,403	8,750	5,000	5,000
	起債		139,100	212,300	303,590	650,000	442,250
	市費(一般財源)		13,218	34,235	29,000	57,000	45,000

(注) 令和元年度は、工事の繰越や起債の借入未了分等を含む。

(単位:千円)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
				30,000		
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
455,000	455,000	455,000	455,000	485,000	455,000	455,000
28,000		49,000	51,000	78,000		
438,000	643,500	831,000	825,000	213,000	733,500	885,000
466,000	643,500	880,000	876,000	291,000	733,500	885,000
		34,000				
			30,000			
185,000	185,000	185,000	185,000	525,000	525,000	525,000
20,000						
205,000	185,000	219,000	215,000	525,000	525,000	525,000
		20,000				
			20,000			
			40,000			
				40,000		
					(100,000)	(100,000)
0	0	20,000	60,000	40,000	100,000	100,000
50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
	50,000					
50,000		50,000				50,000
		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
50,000	50,000	1,050,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,050,000
			8,000			
0	0	0	8,000	0	0	0
1,231,000	1,388,500	2,679,000	2,669,000	2,396,000	2,868,500	3,070,000
588,000	666,750	1,312,000	1,303,000	1,170,500	1,406,750	1,507,500
5,000	0	0	0	0	0	0
608,000	666,750	1,320,000	1,328,000	1,180,500	1,431,750	1,532,500
30,000	55,000	47,000	38,000	45,000	30,000	30,000

用語解説

《あ行》

維持管理費	下水道施設の運転管理や点検、清掃など下水道を使用するためのメンテナンス費用をいいます。
一般会計繰入金	一般会計から下水道事業会計へ支出する繰出金で、下水道事業会計から見ると繰入金であり、その財源は主に税金です。
インフラ	生活や産業などの経済活動を営むうえで不可欠な社会基盤として整備・提供される施設のことをいいます。
雨天時越流水	合流式下水道において、雨天時計画汚水量を上回り、雨水吐きから直接、公共用水域に放流される水をいいます。
エネルギー利用	下水道事業の実施に伴い生じる資源を用いた収入増につながる取組です。

《か行》

改築	機能の低下した下水道施設に対して、対象施設の全部又は一部の再建設あるいは取り替えを行うことにより、機能を回復させることで所定の耐用年数が新たに確保されることをいいます。
官庁会計	一般的に国や地方公共団体が取り入れている単式簿記の会計処理です。
管路	管渠・マンホール・取付ます・取付管の総称です。
企業会計	病院や水道事業など地方公共団体が運営している公営企業が取り入れている複式簿記の会計処理です。
企業債	地方公共団体が建設・改良の財源に充てるために起こす地方債（借金）のことです。
基準外繰入金	総務省の繰入基準以外の一般会計からの繰入金です。
基準内繰入金	総務省の繰出基準に基づく一般会計からの繰入金です。
共同化	複数自治体で共同使用する施設の建設や事務の一部を共同して管理・執行することをいいます。
供用開始	下水道の整備により、多くの人が使用可能になることをいいます。
均一料金制	水質や水量などによらず、一定の単価で使用料を算定する料金体系です。

計画人口	逗子市公共下水道事業計画で定めている目標値である将来の人口です。
経常損益	主たる経営活動と他の経営活動から日常的に得ている損失及び利益です。
経費回収率	使用料で回収するべき費用をどの程度賄えているかを表す指標です。
下水道事業運営審議会	条例に基づき設置された市民等から構成される市の附属機関で、市長の諮問に応じ調査審議します。
下水道処理区域	排除された下水を終末処理場により処理することができる区域です。
下水道総合地震対策計画	重要な下水道施設の耐震化を図る防災対策、被災を想定して被害の最小限を図る減災対策を組み合わせた総合的な地震対策を推進する計画です。
下水道の使用ができなくなる	家庭からの汚水が途中で地表へ吹き出してしまうことから家庭の水の使用を止めざるを得ない状態です。
欠損金	経営活動により生じた損失をいいます。
減価償却費	長期にわたって使用する固定資産の価値の減少相当分を費用として計上したものです。
広域化	一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域、及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供する水路です。
合流区域	汚水と雨水を同一の管渠で排除する方式を採用する区域です。

《さ行》

最適化	①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること、③施設の統廃合を指します。
資産減耗費	使用できなくなった資産を廃棄する際に費用として計上する帳簿上の残存価値です。
指定管理者制度	公共施設の管理・運営を民間企業が行うことをいいます。
資本勘定職員	主に建設を担当する職員です。
資本的収支	固定資産の取得や改築・改良に伴い発生する収入及び支出です。

収益的収支 修繕	企業の経営活動に伴い発生する収益及び経費です。 老朽化した施設又は故障若しくは破損した施設を修理して、施設の現状回復を図ることをいいます。修繕は、所定の耐用年数を維持するもので延伸はしません。
従量使用料 浄水管理センター	使用水量に応じて使用料を算定する料金体系をいいます。 下水を最終的に処理して公共用水域に放流するために設けられた施設で、下水道法で定められている逗子市の終末処理場をいいます。
使用料単価	使用料収入額を有収水量で除したものです。
処理人口普及率	下水道を利用できる人口が市全体の人口のうちどのくらいかを表す指標です。
水洗化率	実際に下水道に接続している人口を表す指標です。
ストックマネジメント	目標とする明確なサービス水準を定め、その状態を点検・調査等によって客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいいます。
損益勘定職員	主に維持管理を担当する職員です。
損益勘定留保資金	減価償却費や資産減耗費など現金を伴わない費用によって内部に残る資金（内部留保資金）のことです。

《た行》

耐用年数	法律等で決められた資産が利用できるとされる期間です。
長期前受金戻入	資産取得時の補助金等を減価償却に応じて収益化した現金を伴わない収益です。
長寿命化対策	既存施設をより長く安全に利用するため老朽化の進行を防ぎ、延命措置を行うことをいいます。
特定財源	受け取った時点で用途が決まっている財源で、国や県からの補助金や都市計画税等をいいます。
独立採算制の原則	繰入金（税金）ではなく、使用料で経営を行わなければならないという原則です。
都市下水路	主に市街地において、雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないものです。

都市計画事業	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都道府県知事等の認可・承認を受けた都市計画施設の整備に関する事業で、都市計画法で定めたものをいいます。
都市計画税	都市計画事業に要する経費に充てるため市町村の目的税で、基本的に市街化区域にある土地・家屋の所有者に課する税金です。
土地・施設等利用	下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた収入増につながる取組です。

《は行》

PPP・PFI	PPPとは、官民連携事業の総称であり、PFI(民間資金等活用事業)以外に指定管理者制度の導入や包括的民間委託などの手段があります。
包括的民間委託	維持管理などで複数の業務を一体的（包括的）に発注し、また、複数年契約にて民間企業に委託すること。これにより、民間のノウハウを生かしつつ業務の効率化を図ります。
法適	地方公営企業法を事業に適用し、企業会計となっていることを示します。
補填財源	資本的収支は通常赤字となるため、それを補填するための財源です。
保有施設	ここでは、管路、処理場、ポンプ場など下水道事業の施設全てを指します。
ポンプ場	地形上、処理場まで自然流下できない場所、管渠が地中深くなりすぎる場所に設け、水位を上げるための施設です。

《ま行》

マンホールトイレシステム	マンホール上に便座やパネルを設け、災害時に迅速にトイレ機能を確保するものです。
民間委託	地方公共団体の行う業務を民間企業に委託することをいいます。

《や行》

有収水量	上水道の使用水量など、使用料の算定の基準になるものです。
------	------------------------------

《ら行》

ライフサイクルコスト	施設の建設費用だけでなく修繕・改修など維持費を含めた総費用です。
------------	----------------------------------

流域下水道	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で終末処理場と幹線管渠からなり、事業主体は都道府県です。
流下機能	管渠の勾配を活かし汚水等を流す機能です。
流動資産	1年以内に収入する予定のものをいいます。
流動負債	1年以内に支出する予定のものをいいます。
累進制	使用水量が多くなるにつれて使用料単価が高く、もしくは低くする料金体系です。
累積欠損金比率	経営の健全性を表す指標であり、累積欠損金が発生していないことを示す0であることが求められます。

経営比較分析表（平成30年度決算）

神奈川県 逗子市

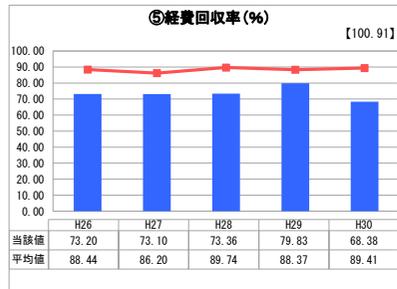
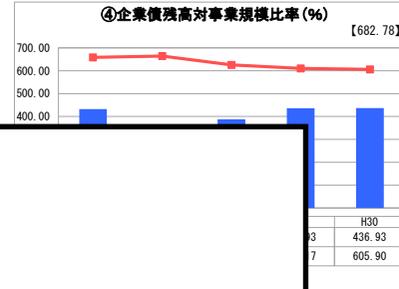
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Bc1	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	100.00	77.65	1,760

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
59,573	17.28	3,447.51
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
59,506	8.64	6,887.27

グラフ凡例

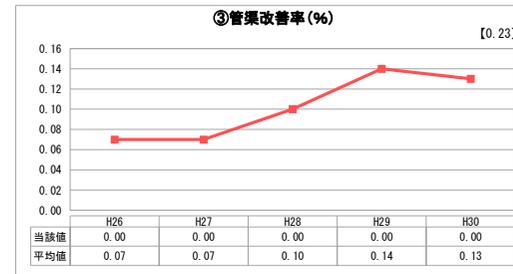
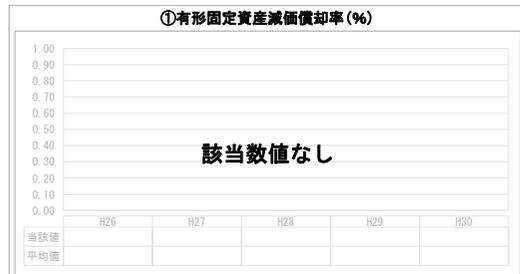
- 当該団体の値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



参考
差し替え予定

2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

平成30年度の収益的収支比率は著しく低くなって
いますが、これは平成31年度から地方公営企業法を
一部適用（財務適用）し、打切決算を行ったことに
起因しています。
打切決算を考慮して収益的収支比率を算出した場
合、前年とほぼ同率となりますが、経費回収率が低
く、必要な経費を一般会計からの繰入金等の使用料
収入以外の収入に依存している状況が継続している
ことから、使用料の見直しを検討する必要があります。
企業債残高対事業規模比率は類似団体と比較して
低い傾向にありますが、今後大規模な施設更新に伴
う地方債の増額が見込まれ、より厳しい経営状況と
なることが予想されます。

2. 老朽化の状況について

昭和40年代後半に供用開始した本市においては、
特に処理場の老朽化は深刻な状況となっております。
処理場・管渠ともにストックマネジメント計画等に
基づいて、適切な改築・更新を行う必要がありま
す。

全体総括

施設の老朽化が進んでいることを踏まえると、今
後、より厳しい経営状況に推移することが予想され
ます。収益的収支比率を低下させないよう、投資計
画の見直しや老朽化した施設の適正な維持管理費の
確保に努め、経費回収率等を参考に収支のバランス
を図り、経営を行っていきます。
平成31年4月1日から地方公営企業法を適用し、
様々な経営指標及び財務諸表を作成したことによ
り、的確に経営状況を把握できるようになりました。
また、令和2年度には経営戦略の策定を予定し
ており、使用料の見直しも含め、経営健全化の取組
を進めていきます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。